

訓練想定事象の進展と国や県が行う対策【確定版】

事象番号	日時	海外の状況《フェーズ》	国内の状況《フェーズ》	国が行動計画に定めている対策	県内の状況《発生段階》	県が行動計画・医療確保計画・危機管理要綱に定めている対策
1	20XX年5月1日	《フェーズ3》 ①アジア地域のA国にて養鶏業の男性がインフルエンザ症状で入院し、検査の結果、4月20日に、インフルエンザウイルス(H5N1)への感染が確定した。 ②A国は、whoに対し、インフルエンザウイルス(H5N1)感染事例として報告を行った。	《フェーズ3A》 国内でのインフルエンザウイルス(H5N1)感染事例は発生していない。	厚生労働省が、who等から情報収集を行い、事前対策を進める。	《未発生期》 県内でのインフルエンザウイルス(H5N1)感染事例は発生していない。	厚生労働省等から情報収集を行い、事前対策を進める。
2	5月10日	《フェーズ4》 ①A国では、発症者が死亡し、家族及び診療に関与した医療関係者20人が同様の症状を発症した。 ②A国の要請により、whoが現地に専門家を派遣し、調査を実施した。 ③whoは、限定されたヒト-ヒト感染の集団が発生したと判断し、フェーズ4を宣言した。	《フェーズ4A》 ①国内でのインフルエンザウイルス(H5N1)感染事例は発生していない。 ②国が、whoのフェーズ4(ヒト-ヒト感染発生)宣言を受けて、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、国内対策強化宣言を行った。 【国内の状況】 ①国民の不安増大と相談の増加 ②海外渡航の減少 ③感染症防護用品、医薬品等の備蓄により品不足が発生 ④A国に事業所をもつ日本企業が社員等の帰国を検討 ⑤主に大都市で、不安により、受診する患者が増加し、医療現場が混乱	①内閣総理大臣が、国内対策強化を宣言し、新型インフルエンザ対策本部を設置 ②新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会を設置 ③新型インフルエンザに係るサーベイランス体制強化 ④検疫体制を強化し、疑患者の停留、濃厚接触者の待機要請、乗客への積極的疫学調査等を実施 ⑤発生地域からの船舶、航空機の運行自粛を要請 ⑥発生地域からの船舶、航空機について、国内検疫の集約化を検討 ⑦業務上の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請 ⑧医療従事者、社会機能維持者に対し、プレパンドミックワクチンを接種し、パンドミックワクチンが製造され次第に国民への接種を開始 ⑨都道府県に対し、発熱相談センター設置を要請 ⑩都道府県に対し、住民からの相談窓口設置を要請 ⑪厚生労働省が、自治体や医療機関からの相談窓口を設置	《海外発生期》 ①県内でのインフルエンザウイルス(H5N1)感染事例は発生していない。 ②健康福祉部長が、whoのフェーズ4(ヒト-ヒト感染(新型インフルエンザ)発生)宣言を受けて、健康危機管理対策会議を開催し、新型インフルエンザアラートを実施した。 【県内の状況】 ①県民の不安増大と相談の増加 ②海外渡航の減少 ③県民や医療機関による、感染症防護用品、医薬品の購入増加 ④A国に事業所をもつ県内企業が社員等の帰国を検討	①青森県健康危機管理対策会議・青森県健康危機管理庁内連絡会議を開催し、新型インフルエンザアラートを実施 ②保健所に、新型インフルエンザ医療相談センターを設置 ③新型インフルエンザに係るサーベイランス実施 ④感染症指定医療機関における診断・治療体制を確保し、患者に対する入院勧告及び接触者に対する健康調査を実施 ⑤業務上の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施 ⑥医療機関に対し、感染防止対策及び資機材の確保を要請 ⑦検疫所との連携体制の強化 ⑧国の指示により、ワクチン接種を実施 ⑨市町村と連携し、遗体収容能力を確保 ⑩学校におけるインフルエンザ様疾患報告の強化 ⑪県民に対する情報提供、注意喚起を実施

事象番号	日時	海外の状況《フェーズ》	国内の状況《フェーズ》	国が行動計画に定めている対策	県内の状況《発生段階》	県が行動計画・医療確保計画・危機管理要綱に定めている対策
3	5月20日	《フェーズ5》 ①A国の各地域で、複数の集団感染が確認され、A国と経済交流の盛んな隣国B国でも、複数の集団感染が確認された。 ②Whoは、限定的ではあるが、より大きな集団でのヒートヒート感染が発生しているとして、フェーズ5を宣言した。	《フェーズ5B》 ①東京都において、B国に出張した日本企業社員のインフルエンザ様症状発症者が3名発生した。 ②医療機関は、渡航歴から、インフルエンザウイルス(H5N1)感染を疑い保健所へ連絡した。 ③保健所は、3名を要観察例と判断し、感染症指定医療機関への入院を要請した。 ④東京都の検査の結果、インフルエンザウイルス(H5)が確認されたので、東京都は3名に入院を勧告し、家族等に対し積極的疫学調査を開始した。 ④国立感染症研究所が検査の結果、3名がインフルエンザウイルス(H5N1)に感染していると診断した。 ⑤内閣総理大臣が、フェーズ5B(国内でのヒートヒート感染発生)及び国内対策強化宣言を行った。 【国内の状況】 ①海外に事業所を持つ企業が社員等の帰国を検討 ②医療機関、企業、学校等において、感染防止対策や社員等の健康状況把握を開始 ③不安により、受診する患者が増加し、医療現場が混乱	(フェーズ4Aの対策に追加・修正) ①新型インフルエンザ対策本部の下、政府一体となった対策を一層強化 ②発生地域における、不要不急の集会等の自粛を要請、発生地域の通所施設・学校等に対し臨時休業を要請、公共施設及び交通機関に対し感染防止に係る協力を要請 ③都道府県に対し、発熱外来設置を要請 ④都道府県に対し、患者収容施設のリストアップを要請 ⑤都道府県及び市町村に対し、一時遺体安置所として使用する場所の検討を要請 ⑥患者等に対し、感染症法に基づく入院勧告等の措置を実施 ⑦都道府県に対し、相談窓口の充実を要請 ⑧メディア等に対し、広報担当官から情報提供を実施	《国内発生期》 ①県内でのインフルエンザウイルス(H5N1)感染事例は発生していない。 ②知事を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、第1回対策本部会議を開催して、各部署が把握すべき情報内容と県内患者発生時の対応を確認し、今後の対応を協議した。 ③知事は、現地対策本部を設置し、新型インフルエンザ国内発生宣言を実施した。 【県内の状況】 ①県民の不安が更に増大し、相談が増加 ②不安により、受診する患者が増加し、医療現場が混乱 ③県民や医療機関による、感染症防護用品、医薬品の購入増加 ④県民や施設等による食糧や生活用品の購入増加 ⑤医療機関、企業、学校等において、感染防止対策や社員等の健康状況の把握を開始 ⑥海外に事業所をもつ県内企業が社員等の帰国を検討	(前段階の対策に追加) ①青森県新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザ国内発生宣言を実施 ②新型インフルエンザに係るサーベイランスの強化 ③国の指示により、ワクチン接種を実施 ④濃厚接触者、医療従事者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施 ⑤国の社会活動自粛要請について県民に周知 ⑥県民、学校、福祉施設等に対し、感染防止対策の実施を要請
4	訓練1 5月29日	《フェーズ5》 ①A国・B国では、集団感染発生が国内の各地域に拡大している。 ②A国・B国との航空路線のある世界の各都市においても、感染事例が確認された。	《フェーズ5B》 ①各都道府県で、海外渡航者におけるインフルエンザ様症状発症事例が急増。また、首都圏では、国内での二次感染による発症が急増し、確定診断された患者が33,000人を超えた。 ※ 感染研シミュレーション: 感染者の帰国(東京都)から7日後に、沖縄、札幌にも拡大し首都圏で33,000人 ②内閣総理大臣は、一層の対策強化を宣言した。 【国内の状況】 ①旅行や出張、会議の中止により、国内での人の移動が急激に減少 ②家庭や施設等での食料品や生活用品の備蓄が始まり品不足が発生 ③大都市圏では、学校の休校が開始 ④感染症防護用品、医薬品の備蓄による品不足が顕在化し、診療体制に支障が発生 ⑤患者の増加による医療現場の混乱、医療従事者の罹患により医療機能が低下	(上記の対策に追加・修正) ①都道府県に対し、患者数に応じた発熱外来の設置を要請 ②都道府県等に対し、病院や施設等における感染予防策の強化を要請	《県内発生・小流行期》 ①5月26日に、下北管内在住の社員が、東京での本社会議に出席したが、会議出席者から確定患者が発生したため、会社は自宅待機を指示し、むつ保健所へ相談した。 ②5月28日に、むつ保健所が調査した結果、インフルエンザ様症状が確認されたので、保健所は、保健衛生課へ連絡し、感染症指定医療機関であるむつ総合病院へ患者収容を依頼した。(要観察例発生) ③5月29日に、県環境保健センターでの検体検査の結果、インフルエンザウイルス(H5)が確認された。(疑似症患者発生) ⑤疑似症患者発生を受け、知事は、第2回対策本部会議を開催し、今後の具体的な対策について協議し、知事が、新型インフルエンザ流行警戒宣言を実施した。 ⑥県環境保健センターが国立感染症研究所に検体検査を依頼し、5月31日に、インフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。(患者発生) 【県内の状況】 ①国内発生期と同様 ②下北地域において、保健所への相談が急増し、不安により、受診する患者が増加。上北地域への受診者も増加し、医療現場が混乱	(前段階の対策に追加) ①青森県新型インフルエンザ対策本部を開催し、新型インフルエンザ流行警戒宣言を実施 ②地域の中核病院に、新型インフルエンザ外来を設置 ③備蓄タミフルの市場放出を検討 ④県民に対し、不要不急の集会等の自粛を要請、発生地域の通所施設・学校等に対し臨時休業を要請、公共施設及び交通機関に対し感染防止に係る協力を要請

事象番号	日時	海外の状況《フェーズ》	国内の状況《フェーズ》	国が行動計画に定めている対策	県内の状況《発生段階》	県が行動計画・医療確保計画・危機管理要綱に定めている対策
5	訓練2 6月10日	《フェーズ5》 A国・B国との航空路線のない地域も含め、世界各国でにおいて、感染事例が確認され、その地域、患者数ともに拡大しつつある。	《フェーズ5B》 ほとんどの都道府県で、国内での二次感染者が急増中であり、医療機関に受診した患者数は17万人、うち、入院患者は5,300人となった。 ※ 国行動計画の流行規模想定: 受診患者数1700万人(中間値)、病原性中等度(致死率0.53%)での入院患者数53万人の1%で試算 【国内の状況】 全都道府県で、学校の休校が開始	同上	《県内発生・小流行期》～《県内流行期・大規模流行期》 ①6月6日に、会社員の家族など3人がインフルエンザ様症状を発生したと保健所から連絡を受け、保健衛生課が感染症指定医療機関であるむつ総合病院へ収容を依頼。いずれも、インフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。(入院患者合計4人) ②6月8日に、青森、弘前、八戸の各地域で、インフルエンザ様症状の患者が30人発生し、国立病院機構青森病院へ10人、県病へ14人、八戸市民病院へ6人収容された。(入院患者合計34人) ③6月10日に、上十三地域においても、インフルエンザ様症状の患者が発生し、更に感染が拡大したため、患者数は、外来1,920人、入院が51人、死亡者13人となった。入院患者が、新型インフルエンザ確保病床数である50床を超えたため、知事は、医療機関に対し、一般病床における収容を要請した。 ④知事は、第3回対策本部会議を開催して、今後の具体的な対策を協議し、新型インフルエンザ緊急事態宣言を実施した。 【県内の状況】 ①感染症防護用品、医薬品、医療資機材の品不足発生。 ②患者の増加による医療現場の混乱、医療従事者の罹患により医療機能が低下 ③食料品や生活用品の品不足発生	(前段階の対策に追加) ①入院勧告の中止後には、基本的に全医療機関が診療にあたるとともに、保健所が中心となって地域の医療確保・調整を行う。 ②知事が、新型インフルエンザ緊急事態宣言を実施
6	訓練4 6月19日	《フェーズ6》 ①世界各国において複数の集団でのヒートヒート感染が発生し、感染拡大が継続している。 ②WHOは、一般のヒト社会での感染が増加し、持続していると判断し、フェーズ6を宣言した。	《フェーズ6B》 ①国内での感染は全都道府県に拡大し、疑似症患者も含めて、医療機関に受診した患者数は170万人、うち、入院患者は5万3千人となった。 ※ 国行動計画の流行規模想定: 受診患者数1700万人(中間値)、病原性中等度(致死率0.53%)での入院患者数53万人の5%で試算 ②国は、検査依頼が多数となり、国立感染症研究所での検査が実施不能であること、30都道府県の感染症病床が満床となったことから、感染症法に基づく入院勧告措置を中止することとした。 ③内閣総理大臣が、非常事態宣言を行った。 【国内の状況】 ①国民の不安が増大し、保健所等への相談が急増 ②集会の自粛や公共施設の休業 ③食料品や生活用品の品不足が日常化 ④全都道府県で、学校の休校が増加 ⑤患者の増加による医療現場の混乱、医療従事者の罹患による医療機能の低下が顕著 ⑦罹患者の増加により、企業活動、施設等の	(フェーズ5Bの対策に追加・修正) ①内閣総理大臣が非常事態を宣言 ②不要不急の海外旅行の自粛を勧告 ③原則として全ての集会等の自粛を勧告、通所施設・学校等に対し臨時休業を要請、公共施設及び交通機関に対し感染防止に係る協力を要請 ④備蓄に余裕がなくなった場合は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与要請を中止 ⑤感染症法に基づく入院勧告を中止し、原則、全ての医療機関で新型インフルエンザ患者に対応 ⑥死亡者が増加した場合には、都道府県及び市町村に対し、火葬場の能力増加、一時遺体安置所の活用を要請	《県内流行期・大規模流行期》 ①県内全域に感染が拡大し、患者数は、外来9,602人、入院255人、死亡者66人となった。 (国行動計画の流行規模想定: 受診患者数198,477人(中間値)、病原性中等度(致死率0.53%)での入院患者数5,105人、死亡者1,328人の5%で想定) ②入院病床が不足したため、知事が、市町村に対し、患者収容施設の設置を要請 ③知事は、第4回対策本部会議を開催し、社会生活の維持も含めた対策を協議した。 【県内の状況】 ①感染症防護用品、医薬品、医療資機材の品不足が顕著となり、診療体制に支障が発生 ②患者の増加による医療現場の混乱、医療従事者の罹患による医療機能の低下が顕著 ③食糧や生活物資の不足が顕著となり、県民生活に支障が発生 ④在宅療養者などの要援護者に対する医療や食糧の提供が必要 ⑤通所施設、学校等の休業の増加 ⑥罹患者の増加により、企業活動、施設等の運営、ライフラインの維持に支障が発生	(前段階の対策に追加) 市町村との連携による患者収容施設の設置・運営